

徳島市地域福祉計画策定市民会議設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（平成12年法律第111号）の規定に基づき、徳島市の地域福祉計画を策定するにあたり、広く市民の意見を求めるため、徳島市地域福祉計画策定市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 市民会議は、地域福祉計画の策定及び地域福祉に関する施策の推進について審議し、意見を述べる。

(組織)

第3条 市民会議は、委員23人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、関係団体の代表者及び公募市民等の中から、市長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第4条 市民会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、市民会議を代表する。

4 副会長は、委員の中から会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 市民会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、関係事項について説明又は意見を聴くことができる。

(書面による審議)

第6条 会長は、重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は災害その他やむを得ない事由により会議を招集することが困難であると認める場合において、必要があると認めるときは、書面による審議を行うことができる。

(設置期間)

第7条 市民会議は、その任務が達成されたときに解散する。

(事務局)

第8条 市民会議の事務局は、健康福祉部健康福祉政策課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営等に関し必要な事項は、会長が市民会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。